

釧路地域4市町合併協議会

産業経済小委員会

第1回会議資料

日時 平成16年7月15日(木) 午前10時00分

場所 釧路市観光国際交流センター 3階 研修室

会 議 次 第

- 1 委員長及び副委員長の選任

- 2 確認事項
 - (1) 小委員会の役割について

- 3 協議事項
 - (1) 平成16年度事業について

 - (2) 調整方針修正案の検討について

- 4 次回開催日程

- 5 その他

配布資料一覧

- 別紙1) 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表(当日配布)
- 別紙2) 調整方針修正案
- 別紙3) 所管専門部会変更項目一覧表(当日配布)
- 別紙4) 合併協定項目一覧表

1 委員長及び副委員長の選任

委員長及び副委員長を釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第4条第2項の規定に基づき、委員の互選によって選任する。

委員長 _____

副委員長 _____

産業経済小委員会(12名)		
4号委員	釧路市議員	花井紀明
	阿寒町議員	佐藤英雄
	白糠町議員	影山清
	音別町議員	岸山敏安
5号委員	釧路市	両角靖二
	釧路市	門間俊二
	阿寒町	松岡照幸
	阿寒町	小瀬泰
	白糠町	柳谷法司
	白糠町	五十嵐昇
	音別町	筥寄通晴
	音別町	佐藤紀二

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程 (抜粋)

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選による。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を掌理し、小委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、小委員会の委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

4 会議は、公開するものとする。

(会議運営規程の準用)

第7条 釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第6条から第13条までの規定は、この規程において準用する。

(報告)

第8条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

2 確認事項

(1) 小委員会の役割について

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程(抜粋)

(設置)

第1条 釧路地域4市町合併協議会規約第11条第1項の規定に基づき、釧路地域4市町合併協議会(以下「協議会」という。)に小委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査及び審議をする。

(種類及び委員)

第3条 小委員会は、別表のとおりとする。

別表

小委員会	担任する事項	構成	定数
新市建設構想 小委員会	新市の建設計画、合併の方式、期日、新市の名称及び事務所の位置など、新市のまちづくりに関する事項	関係市町の委員のうちから各3人以内及び共通委員2名	14人以内
広報広聴 小委員会	協議会の担任する事務に住民意見を広く反映するための意識啓発、広報及び広聴に関する事項	関係市町の委員のうちから各2人以内	8人以内
行財政 小委員会	事務組織及び機構、財産、議会議員の定数及び任期の取扱いなど、行財政に関する事項	関係市町の委員のうちから各3人以内	12人以内
住民生活 小委員会	国民健康保険事業、戸籍、地方税、環境衛生事業の取扱いなど、住民生活に関する事項	関係市町の委員のうちから各3人以内	12人以内
健康福祉 小委員会	介護保険事業、健康づくり事業、各種福祉事業の取扱いなど、介護、健康、福祉、医療に関する事項	関係市町の委員のうちから各3人以内	12人以内
産業経済 小委員会	農業委員会委員の定数及び任期、農林水産関係事業、商工・観光関係事業、勤労者関連事業の取扱いなど、産業経済に関する事項	関係市町の委員のうちから各3人以内	12人以内
都市環境 小委員会	道路、河川、住宅、空港・港湾などの建設関係事業、都市計画、上下水道の取扱いなど、都市環境に関する事項	関係市町の委員のうちから各3人以内	12人以内
教育文化 小委員会	学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興事業の取扱いなど、教育文化に関する事項	関係市町の委員のうちから各3人以内	12人以内

3 協議事項

(1) 平成16年度事業について

ア 調整方針修正案の検討(会議開催は、今回を含め概ね2回程度)

4市町合併協議会で協議を行う調整方針は、6市町村合併協議会で承認された内容を引き継ぐことを基本とし、構成市町村の変更や状況の変化による見直しが必要な項目を修正します。各小委員会では、担任する調整項目の修正案を検討します。

イ 協定書整理案の検討(会議開催は、9月以降概ね2回程度)

先の全体会議で承認された『合併協定項目一覧(別紙4)』に則り、調整方針修正案で示された新市の制度や事業などを盛り込んだ『合併協定書』を作成します。各小委員会では、担任する協定項目の整理案を検討します。

(2) 調整方針修正案の検討について

ア 調整方針修正案

別紙2のとおり

イ 修正の考え方

合併の枠組み変更により、「方針」や「時期」、「調整内容」に影響が生じる項目(以下、a~dなど)を修正

- a 離脱町村の制度や事業に統合する予定だった項目
- b 離脱町村の制度や事業との調整は不要になり「方針」や「時期」、「調整方針」を修正する項目
- c 合併の時期を再協議することにより、経過措置期間などに修正が必要となる項目
- d 離脱町村を除いた数値や再計算した影響試算額への修正が必要となる項目

「調整内容」における「6市町村」や「6自治体」の記述を、削除または「市町」等に修正

「方針」や「時期」の区分選択の不統一を修正

4 次回開催日程

(1) 日 時 _____

(2) 場 所 _____

5 その他